

「ホール舞台のみ70%OFF利用」の適用条件について

2024.4.9

三原市芸術文化センター設置及び管理条例
別表(第9条関係)
1 施設の基本使用料
備考
(5)利用区分の時間内において、ホールの舞台のみを準備又は練習のために利用するときの使用料は、この表に定める基本使用料又は第1号から第3号までにより計算した額の3割とする。
ただし、この規定は、公演日の前日について適用する。

前日の定義

- ・ 前日とは、2日以上連続利用時において、本番日の1日以上前の初日のことを指します。
- ・ 舞台のみ利用を2日連続で適用することはできません。

	舞台のみ適用日		
	1日目	2日目	3日目
例①	準備又は練習	本番	
例②	準備又は練習	リハ	本番
例③	準備又は練習	本番	本番

適用区分

- ・ 舞台のみ利用は区分ごとに適用できます。

	舞台のみ利用適用可能日		
	午前	午後	夜間
例①	舞台のみ利用	通常利用	通常利用
例②	舞台のみ利用	舞台のみ利用	通常利用

利用の条件

- ・ 「舞台のみ」の利用とします。
- ・ 「舞台のみ」とは、舞台上、及び客席中央通路より前の範囲のことを指します
- ・ 「準備」または「練習」のための利用のみとします。
- ・ 楽屋、ホワイエの利用はできません。
- ・ 舞台への出入りはA扉からとします。ただし、楽屋を別途借り入れた場合は、楽屋口の通行を可とします。
※下記楽屋との併用を参照
- ・ この制度を利用する場合は、「練習利用の5割引き」との併用はできません。
- ・ 客席に観客を入れることはできません。
- ・ 舞台のみ利用に客席は含みませんが、客席中央通路より舞台側の客席は、関係者の立入のみ許可します。
- ・ また、客席後方に調整卓等設置する場合は、設置者のみの立入を許可します。

楽屋との併用

- ・ 楽屋を別途借り入れた場合、楽屋の料金は通常利用料金となります。
- ・ 楽屋を別途借り入れた場合、アーティストラウンジの利用は可能とします。

利用設備・備品の条件

- ・ 備品を使用する場合は別途使用料が必要です。
- ・ 利用内容により人件費がかかります。

準備の定義

- ・ 準備とは、リハーサルができる前段階までの、テクニカルチェック作業までとします。

(例)	準備	リハーサル
シュート	○	×
打ち込み	○	×
回線チェック	○	×
チューニング	○	×
舞台技術スタッフによるサウンドチェック	○	×
出演者と一緒に打ち込み作業	×	○
出演者によるサウンドチェック	×	○
キッカケを伴うオペレート	×	○

練習の定義

- ・ 「練習」とは、出演者のみでできる稽古のことを指します。
- ・ 以下のことが含まれる場合は、練習とはみなされません。

- ① 舞台技術スタッフのオペレートが必要な場合
- ② 稽古中に舞台設備（作業灯以外）の使用を伴う場合

(例)	練習	リハーサル
出演者のみによる合唱の稽古	○	×
出演者のみによるピアノ演奏の稽古	○	×
音響設備のCDプレイヤーのみ使用するダンスの稽古	○	×
CDプレイヤー以外の音響設備を使用する稽古	×	○
照明設備を使用する稽古	×	○
吊物機構を使用する稽古	×	○
ピアノ移動を伴う稽古	×	○

通常料金と舞台のみ料金の比較（追加）

ホール			利用区分			
			午前	午後	夜間	延長
			9～12時	13～17時	18～22時	1時間
平日 利用料	一区分	通常	27,290	37,580	40,940	11,540
		練習利用	13,645	18,790	20,470	
		舞台のみ	8,187	11,274	12,282	
	午前午後	通常	58,050			
		練習利用	29,025			
		舞台のみ	17,415			
	午後夜間	通常		71,800		
		練習利用		35,900		
		舞台のみ		21,540		
	全日	通常	92,270			
		練習利用	46,135			
		舞台のみ	27,681			
土・日・祝日 利用料 (×1.2)	一区分	通常	32,740	45,090	49,120	13,840
		舞台のみ	9,822	13,527	14,736	
	午前午後	通常	69,660			
		舞台のみ	20,898			
	午後夜間	通常		86,160		
		舞台のみ		25,848		
	全日	通常	110,720			
		舞台のみ	33,216			